

2023年8月吉日



お客さま各位

【キャッシュカード取引機能の一部利用制限について】 (特殊詐欺防止対策)

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

当金庫では、お客さまをさまざまな手口でATM機に誘導し、現金を騙し取る「特殊詐欺」を防止するため、平成29年8月より70歳以上のお客さまに対してキャッシュカード振込の一部利用制限を実施してまいりました。しかしながら、高齢者を狙った「特殊詐欺」はますます巧妙化し、キャッシュカードと暗証番号を詐取され、ATM機から現金を引出される被害が全国的に多発し、被害額も高額となっております。

こうした状況を踏まえ、当金庫では被害額を少しでも抑えるため、下記のとおりキャッシュカード取引の一部利用制限(引出し限度額)を実施させていただきます。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

○一部利用制限の内容

※他行庫およびコンビニATMでの1日当たりの現金引出し限度額を

5万円までとします。

対象者は70歳以上(2023年12月31日までに満70歳を迎えられる方を含む)
のお客さまで、過去1年以上、他行庫およびコンビニATMでのご利用のない方。

○一部利用制限の開始日

※**2023年10月2日(月)**より

なお、キャッシュカード利用限度額変更をご希望のお客さまは、ご本人さまが以下の書類等をご持参の上、営業時間内にお取引先店の窓口へお申し付けください。

- ①ご本人を確認できる書類
- ②キャッシュカード
- ③お届け印

以上